

# 静岡県社会福祉協議会福祉サービス第三者評価事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、静岡県(以下「県」という。)から評価機関として認定を受けた社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が行う福祉サービス第三者評価事業(以下「第三者評価事業」という。)を円滑に実施するために、必要な事項を定める。

## (事業の趣旨)

第2条 県社協は、福祉サービス提供事業者(以下「事業者」という。)の「福祉サービスの質の向上」及び利用者の「適切なサービス選択に資する」ことを目的とする第三者評価事業を実施する。

## (事業の内容)

第3条 県社協が実施する事業内容は、以下のとおりとする。

- (1) 評価委員会の運営に関すること
- (2) 評価調査員の確保と連絡会の設置に関すること
- (3) 第三者評価事業の普及啓発に関すること
- (4) 第三者評価事業に関わる業務の一切に関すること
- (5) その他事業推進に関すること

## (評価委員会)

第4条 第三者評価事業の実施にあたって、事業運営並びに評価の公正性及び専門性を確保するために、評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関して必要な事項は、別に定める。

## (評価調査員)

第5条 第三者評価事業の実施にあたって、評価調査員(以下「調査員」という。)を置く。

2 調査員に関して必要な事項は、別に定める。

## (評価項目・基準)

第6条 県社協が用いる評価項目及び基準は、県で策定されたものに、委員会で必要とされたものを加えたものとする。

## (事業の対象及び評価料)

第7条 本事業の対象は、県域を事業実施地域として、別表1に定める福祉サービスを提供する事業者とし、評価料は別表2に定めた金額とする。

2 県外の事業者については、県社協が必要と認めたものについては、事業の対象とすることができる。

## (評価の申込み)

第8条 評価を受けようとする事業者の代表者は、別に定める申込書を県社協に提出しなければならない。

## (評価開始決定及び契約)

第9条 県社協は、前条の評価申込みを受けたときは、すみやかに評価事業開始決定を行い、申込み事業者に通知し、申込み事業者と県社協は、別に定める契約書により契約を締結する。

## (自己評価)

第10条 事業者は、次の方法により自己評価を行うものとする。

- (1) 自己評価は、県社協の示した「自己評価シート」を使用し実施する。
- (2) 事業者は、実施した自己評価を提出用シートに取りまとめ、別に定める提出物と併せて、県社協に送付することとする。

## (利用者調査)

第11条 県社協は、次の方法により利用者(家族・保護者)調査を実施する。

- (1) 県社協は、別に定める方法により利用者に対する調査を実施する。但し、保育所等は、保護者

に対する調査(アンケート)を行う。

- (2) 事業者は、利用者(家族・保護者)の調査に協力するとともに、利用者・家族等に対する説明を行い、理解を求めることとする。

(訪問調査)

第12条 県社協は、事業者から第10条の規定により資料の提出を受けた後、担当する調査員を選出し、事業者に訪問調査を実施するものとする。ただし、調査員は自己の関係する事業者の訪問調査は行わない。

(評価判定)

第13条 県社協は、事業者から提出を受けた自己評価等の資料、利用者調査及び調査員による訪問調査の結果を踏まえ、評価判定に必要な資料を作成し、委員会に評価の判定を諮るものとする。

- 2 委員会は、評価判定のための資料及び調査員の報告書等をもとに、評価の判定を行う。
- 3 評価結果は、事業者に通知するとともに、県に報告を行う。

(受審証の交付)

第14条 県社協は、受審した事業者に対して受審証を交付するものとする。

- 2 受審証の有効期間は、評価判定の日から3年間とする。
- 3 受審証の様式等の必要な事項については、別に定める。

(公表)

第15条 県社協は、受審証の交付を受けた事業者を公表するものとする。

- 2 公表内容は、事業者名、所在地及び評価結果など福祉サービスの選択に資する情報とする。

(異議申立て)

第16条 事業者は、評価結果に関し、異議がある場合は、県社協に異議申立てを行うことができるものとする。

- 2 県社協は、事業者から異議申立てがあった場合は、その内容を審査し、審査結果を事業者に通知しなければならない。

(苦情の申出)

第17条 県社協は、苦情の申出があった場合は、その内容を審査し、委員会に報告を行うとともに、その結果を申出事業者に書面にて報告しなければならない。

- 2 委員会は、前項の苦情に関する報告について内容を審査し、必要な措置又は、事務局への助言を行うものとする。
- 3 苦情窓口及び処理については、別に定める。

(守秘義務)

第18条 県社協は、事業所から提出された資料について善良なる管理者の注意を持って保管し、本件業務以外の用途に使用しないものとする。

- 2 県社協は、評価を実施する上で知り得た事業者及び利用者等に関する個別情報を守る義務を負い、契約終了後も同様とする。
- 3 守秘義務・倫理規定は、別に定める。

(協議事項)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業者並びに県社協において疑義が生じた場合は、双方とも誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成17年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月9日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成26年4月22日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和7年7月9日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 [サービス種類]

区 分	サービス区分	サービスの種類
施 設・ 事業所	児童福祉施設	保育所
		幼保連携型認定こども園
		障害児（入所支援・通所支援）
	障害者施設・事業所	障害者支援施設・障害福祉サービス事業所
	老人福祉施設・事業所	特別養護老人ホーム
		養護老人ホーム
		軽費老人ホーム
		訪問介護
		通所介護
	保護施設	救護施設

別表2 [評 価 料]

サービス区分	評 価 区 分	評価料(税込)		備 考
		県社協会員	県社協非会員	
施設・事業所 サービス	保育所 幼保連携型認定こども園 障害児（入所支援・通所支援） (※) 障害者支援施設・障害福祉サ ービス事業所(※) 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 訪問介護 通所介護 ※ 利用定員が 30 名未満の 場合	360,000 円	468,000 円	県外の場合は交通 費実費
	障害児（入所支援・通所支援） (※) 障害者支援施設・障害福祉サ ービス事業所(※) 特別養護老人ホーム 救護施設 ※ 利用定員が 30 名以上の 場合	480,000 円	624,000 円	県外の場合は交通 費実費

